

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起と引き
(翌日)

△条

例、鳥取県公害防止条例

目 次

条 例

鳥取県公害防止条例をここに公布する。

昭和四十六年十月十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第三十五号

(目的)
第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにし、公害の防止に関する県の基本的施策を定め、並びに法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止のための規制について必要な事項を定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 県の基本的施策(第七条—第十四条)
- 第三章 規制
- 第一節 大気の汚染に関する規制

目次

- 第四章 雜則(第六十条—第六十二条)
- 第五章 罰則(第六十三条—第六十八条)
- 附則
- 第一章 総則

- 第一款 ばい煙に関する規制(第十五条—第十六条)
- 第二款 粉じんに関する規制(第二十七条—第三十二条)
- 第二節 水質の汚濁に関する規制(第三十三条—第四十五条)
- 第三節 騒音に関する規制

- 第一条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるもの

を除く。) 及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の方策に準じて施策を講ずるとともに、自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
(市町村の責務)

第五条 市町村は、県が実施する公害の防止に関する施策に協力するとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。
(県民の責務)

第六条 県民は、県が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない。

第二章 県の基本的施策

(規制の措置)

第七条 知事は、公害の発生の原因となる物質の排出等に関する規制その他公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第八条 知事は、公害の防止のために必要な事業及び公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進するよう努めなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第九条 知事は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めなければならない。

(調査の実施)

第十条 知事は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講すべき施策の策定に必要な調査を実施しなければならない。

(知識の普及等)

第十二条 知事は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

(地域開発等における公害防止の配慮)

第十三条 知事は、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたつては、公害の防止について配慮しなければならない。

(自然環境の保護)

第十四条 知事は、この章に定める他の施策と相まつて公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。

(事業者に対する援助)

第十四条 知事は、事業者が行なう公害の防止のための施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の援助にあたつては、中小企業者及び農林漁業者に対し、特別の配慮をするものとする。

第三章 規制

第一節 大気の汚染に関する規制

第一款 ばい煙に関する規制

(定義)

第十五条 この款において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

三 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、^{アフ}化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第一号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

2 この款において「ばい煙関係特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもの（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設を除く。）並びに大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設でばい煙（大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙を除く。以下この項において同じ。）を発生し、及び排出するもののうち、その施設

から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

(排出基準)

第十六条 排出基準は、ばい煙関係特定施設において発生するばい煙について、規則で定める。

2 前項の排出基準は、前条第一項第一号のいおう酸化物（以下この款において「いおう酸化物」という。）にあつては第一号、同項第二号のばいじん（以下この款において「ばいじん」という。）にあつては第二号、同項第三号に規定する物質（以下この款において「有害物質」という。）にあつては第三号又は第四号に掲げる許容限度とする。

一 いおう酸化物に係るばい煙関係特定施設において発生し、排出口（ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この款において同じ。）から大気中に排出されるいおう酸化物の量について、排出口の高さ（規則で定める方法により補正を加えたものをいう。以下この項において同じ。）に応じて定める許容限度

二 ばいじんに係るばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について、施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

三 有害物質（次号の特定有害物質を除く。）に係るばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類及び施設の種類ごとに定める許容限度

(以下この款において「特定有害物質」という。)に係るばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される特定有害物質の量について、特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

(ばい煙関係特定施設の設置の届出)

第十七条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙関係特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 ばい煙関係特定施設の種類

四 ばい煙関係特定施設の構造

五 ばい煙関係特定施設の使用の方法

六 ばい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には、ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるいおう酸化物若しくは特定有害物質の量(以下この款において「ばい煙量」という。)又はばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん若しくは有害物質(特定有害物質を除く。)の量(以下この款において「ばい煙濃度」という。)及びばい煙の排出の方法その他規則で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

(経過措置)

第十八条 一の施設がばい煙関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつてばい煙を大気

中に排出するものは、当該施設がばい煙関係特定施設となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(ばい煙関係特定施設の構造等の変更の届出)

第十九条 第十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十七条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
(計画変更命令)

第二十条 知事は、第十七条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙関係特定施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第十七条第一項の規定による届出に係るばい煙関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第二十一条 第十七条第一項の規定による届出をした者は又は第十九条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙関係特定施設

00343

を設置し、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第十七条第一項又は第十九条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第二十二条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第二十三条 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者はからその届出に係るばい煙関係特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十七条第一項又は第十八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙の排出の制限)

第二十四条 ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を大気中に排出

する者(以下この款において「ばい煙排出者」という。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙関係特定施設の排出口において排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙関係特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙関係特定施設となつた日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。

(改善命令等)

第二十五条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(ばい煙量等の測定)

第二十六条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第二款 粉じんに関する規制

(定義)

第二十七条 この款において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機

械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

2 この款において「粉じん関係特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもの（大気汚染防止法第二条第五項に規定する粉じん発生施設を除く。）で規則で定めるものをいう。

（粉じん関係特定施設の設置等の届出）

第二十八条 粉じん関係特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 粉じん関係特定施設の種類

四 粉じん関係特定施設の構造

五 粉じん関係特定施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん関係特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る

第一項第四号及び第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（経過措置）

第二十九条 一の施設が粉じん関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が粉じん関係特定施設となつた日から三十日以内に、規則で定めるところによ

り、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は前項の規定による届出について準用する。

（基準遵守義務）

第三十条 粉じん関係特定施設を設置している者は、当該粉じん関係特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

（基準適合命令等）

第三十一条 知事は、粉じん関係特定施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん関係特定施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該粉じん関係特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（準用）

第三十二条 第二十二条及び第二十三条の規定は、第二十八条第一項又は

第二十九条第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第二十四条第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

第二節 水質の汚濁に関する規制

（定義）

第三十三条 この節において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をい

う。

2 この節において「污水関係特定施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

一 次に掲げるいずれかの要件を備える污水又は廃液を排出する施設

(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第一条第二項に規定する特定施設を除く。)で規則で定めるもの

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、イ

に規定する物質によるものを除く。以下次号において同じ。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

二 次に掲げるいづれかの要件を備える污水又は廃液を排出する水質汚

濁防止法第二条第二項に規定する特定施設で規則で定めるもの

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(水質汚濁防止法第一条第一項第一号に規定する政令で定める物質を除く。)として規則で定める物質を含むこと。

ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目(水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する政令で定める項目を除く。)として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 この節において「排出水」とは、污水関係特定施設を設置する工場又は事業場(以下この節において「污水関係特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。(排水基準)

第三十四条 排水基準は、排出水の汚染状態(熱によるものを含む。以下この節において同じ。)について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、前条第二項第一号イ及び第一号ライに規定する物質(以下この項において「有害物質」という。)による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、他の汚染状態にあつては、同項第一号ロ及び第二号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

(污水関係特定施設の設置の届出)

第三十五条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、污水関係特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 污水関係特定施設の種類

四 污水関係特定施設の構造

五 污水関係特定施設の使用の方法

六 污水関係特定施設から排出される污水又は廃液(以下この節において「污水等」という。)の処理の方法

七 排出水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

(経過措置)

第三十六条 一の施設が污水関係特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排出水を排出するものは、当該施設が污水関係特定施設となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なけ

(汚水関係特定施設の構造等の変更の届出)
ればならない。

第三十七条 第三十五条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第三十八条 知事は、第三十五条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該汚水関係特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第三十五条の規定による届出に係る汚水関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第三十九条 第三十五条の規定による届出をした者又は第三十七条の規定

による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水関係特定施設を設置し、又はその届出に係る汚水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第三十五条又は第三十七条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することが

(氏名の変更等の届出)
できる。

第四十条 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をした者は、その届出に係る第三十五条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る汚水関係特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第四十一条 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をした者からその届出に係る汚水関係特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該汚水関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第三十五条又は第三十六条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第三十五条又は第三十六条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(排出水の排出の制限)

第四十二条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水関係特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が汚水関係特定施設となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が汚水関係特定施設となつた日から六月間(当該施設が規則で定める施設で

ある場合にあつては、一年間)は、適用しない。

(改善命令等)

第四十三条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該污水関係特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて污水関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは污水等の処理の方法の改善を命じ、又は污水関係特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第四十四条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。2 排出水を排出する者は、当該公共水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該污水関係特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

(特定汚水等の地下浸透の禁止)

第四十五条 工場又は事業場の設置者は、地下浸透方式により、カドミウムその他の人の健康をそこなうおそれがある物質又は人の生活に密接な関係のある動植物の生育を阻害するおそれがある物質で規則で定めるものを含む污水又は廃液(以下この条において「特定汚水等」という。)を処理してはならない。

2 知事は、工場又は事業場の設置者が、地下浸透方式により特定汚水等を処理するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定汚水等の処理の方法の変更を命じ、又は地下浸透方式による特定汚

水等の処理の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、污水又は廃液が特定汚水等となつた際に特定汚水等を地下浸透方式により処理している工場又は事業場の設置者が地下浸透方式により処理する污水又は廃液については、当該污水又は廃液が特定汚水等となつた日から六月間は、適用しない。

第三節 騒音に関する規制

第一款 工場等の騒音に関する規制

(定義)

第四十六条 この款において「騒音関係特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第一項に規定する特定施設(以下この款において「特定施設」という。)を除く。)で規則で定めるものをいう。

2 この款において「騒音関係特定工場等」とは、工場又は事業場(騒音規制法第二条第二項に規定する特定工場等を除く。以下この款において同じ。)で騒音関係特定施設を設置するものをいう。

3 この款において「規制基準」とは、騒音規制法第四条第一項又は第二項の規定により定められた規制基準をいう。

(規制基準の遵守義務)

第四十七条 騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域(以下この節において「指定地域」という。)内に騒音関係特定工場等を設置している者は、当該騒音関係特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音関係特定施設の設置の届出)

第四十八条 指定地域内において工場又は事業場（騒音関係特定施設が設置されていないものに限る。）に騒音関係特定施設を設置しようとする者は、その騒音関係特定施設の設置の工事の開始の日から三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

ただし、特定施設及び騒音関係特定施設を同時に設置しようとする場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 騒音関係特定施設の種類ごとの数

四 騒音の防止の方法

五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音関係特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添附しなければならない。

（経過措置）

第四十九条 一の地域が指定地域となつた際にその地域内において工場

若しくは事業場に騒音関係特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が騒音関係特定施設となつた際にその地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の騒音関係特定施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となつた日又は当該施設

が騒音関係特定施設となつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（騒音関係特定施設の数等の変更の届出）

第五十条 第四十八条第一項又は前条第一項の規定による届出した者は、その届出に係る第四十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日から三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該騒音関係特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該騒音関係特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第四十八条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更勧告）

第五十一条 知事は、第四十八条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る騒音関係特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係特定工場等の周辺の生活環境がそこなわると認めるとときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するためには必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（氏名の変更等の届出）

第五十二条 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る騒音関係特定工場等に設置する騒音関係特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日

から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第五十三条 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音関係特定工場等に設置する騒音関係特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による届出をした者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第五十四条 知事は、指定地域内に設置されている騒音関係特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係特定工場等の周辺の生活環境がそこなわると認めるときは、当該騒音関係特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第五十一条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音関係特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善

又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第四十九条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音関係特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する騒音関係特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、その者が第五十条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(第二款 建設作業の騒音に関する規制)

第五十五条 この款において「特定建設作業」とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業(騒音規制法第二条第三項に規定する特定建設作業を除く。)で規則で定めるものをいう。

(特定建設作業の実施の届出)

第五十六条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始日の七日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行なう必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、すみやかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の附近の見取図その他規則で定める書類を添附しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第五十七条 知事は、指定地域内において行なわれる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわると認めるとときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、

その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行なつているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第三款 深夜における騒音に関する規制

(改善等の勧告及び命令)

第五十八条 知事は、飲食店営業その他の事業活動（指定地域内に設置されている騒音規制法第二条第一項に規定する特定工場等及び第四十六条第二項に規定する騒音関係特定工場等におけるものを除く。）に係る深夜（午後十時から翌日の午前六時までをいう。）における騒音が区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生す

る場所の周辺の生活環境が著しくそこなわると認めるときは、当該事業活動を行なう者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで事業活動を行なつてているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第四節 雜則

(公害の防止のための措置)

第五十九条 知事は、第一節から前節までに定めるもののほか、公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害を発生し、又は発生させるおそれがある者に対し、公害を防止するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第四章 雜則

(報告及び検査)

第六十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生し、

若しくは発生させるおそれがある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、工場、事業場その他の場所に立ち入り、施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会への諮問)

第六十一条 知事は、第十五条第一項第三号及び第二項、第十六条第一項、

第二十四条第二項（第二十五条第二項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第三十条、第四十六条第一項、第五十五条、第五十七条第一項並びに第五十八条第一項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県公害対策審議会の、第三十三条第二項、第三十四条第一項、第四十二条第二項

（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十五条第一項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県水質審議会の意見を、それぞれ、きかなければならぬ。
(規則への委任)

第六十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第六十三条 第二十条、第二十五条第一項、第三十八条、第四十三条第一項又は第五十四条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下罰金に処する。

一 第二十四条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者

二 第三十一条又は第四十五条第二項の規定による命令に犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項、第十九条第一項、第三十五条又は第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十五条第一項の規定に違反した者

三 第六十六条次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条第一項、第三十六条又は第四十八条第一項の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をした者

二 第二十二条第一項又は第三十九条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項又は第五十八条第二項の規定による命令に違反した者

第六十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十九条第一項、第五十条第一項又は第五十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

(施行期日)

附 則

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(鳥取県公害防止条例の廃止)

2 鳥取県公害防止条例(昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十六号)は、

廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。